

駐留軍関係離職者等臨時措置法の改正について（報告）

駐留軍関係離職者等臨時措置法の改正について労働政策審議会職業安定分科会雇用対策基本問題部会において審議した結果、下記のとおり結論を得たので報告する。

平成19年11月22日

雇用対策基本問題部会  
部会長 大橋 勇雄

職業安定分科会  
分科会長 大橋 勇雄 殿

記

駐留軍関係離職者等臨時措置法は、平成20年5月16日限り、効力を失うこととなっているが、駐留軍関係労働者の雇用は、国際情勢の変動に即応する米国の安全保障政策の変更、部隊の撤退・縮小等によって影響を受ける本質的に不安定なものであり、今後においても引き続き離職者の発生が見込まれること、駐留軍関係労働者の従事する職種の細分化等から再就職は非常に困難な状況にあることから、これらの人たちの生活の安定を図ることは引き続き重要な課題となっている。

このような実情にかんがみ、同法の有効期限を延長することが必要であると認める。

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の改正について（報告）

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の改正について労働政策審議会職業安定分科会雇用対策基本問題部会において審議した結果、下記のとおり結論を得たので報告する。

平成19年11月22日

雇用対策基本問題部会  
部会長 大橋 勇雄

職業安定分科会  
分科会長 大橋 勇雄 殿

記

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法は、平成20年6月30日限り、効力を失うこととなっているが、最近の我が国の漁業をめぐる国際環境については、引き続き漁業規制の強化による厳しい状況が見込まれ、今後においても漁業離職者が発生することが予想されている。

このような実情にかんがみ、同法の有効期限を延長することが必要であると認める。